

第三者評価結果

事業所名：しらとり台保育園青葉台

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

<コメント>

全体的な計画は、児童福祉法に基づいた保育の理念に続き、保育の方針が明記されています。目指す子どもの姿を保育の目標として掲げ、年齢別の子どもの保育目標と続いています。保育の内容は、保育所保育指針に沿って養護と教育が一体的に展開されるように配慮され、特に乳児保育の3つの視点が幼児へと組織的・計画的に展開される内容となるように工夫されています。独立した項目に、食育や健康支援、環境・安全面への取組、地域の特性を踏まえた小学校との連携や異世代交流、保育者の資質に関わる研修計画や自己評価などが具体的に記載されています。全体的な計画の作成は、保育に関わる職員とその他の職員が参画して作成し、職員会議やリーダー会で定期的に評価見直しを行い、次の作成に活かすような体制が整っています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

「保育従事者の心得」として、子どもが心地よく過ごすことが出来るための日常の環境整備に関する事項が屋内外の安全に配慮するように具体的に記載されており、室温・湿度・換気・採光なども適切な状態に整えられています。子どもが安全に活動出来るように、活動に不必要なイスやテーブルは押し入れに収納したり、発達や興味に合った玩具を用意したりして遊びを保障する一方で、子どもがゆったりとくつろげるように、場所の確保ややわらかいソファを用意する、午睡時の静かな環境を整えるなどの工夫をしています。保育室の玩具は毎日消毒を行い清潔を保っています。手洗い場は、子どもたちが利用しやすい高さに設定され温水が完備し、トイレも温便座になっています。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>

職員は、子どもの発達過程や生活リズム、家庭環境、や保護者との関わりなどを把握するとともに、一人ひとりの個性や性格を理解し、子どもに寄り添った保育を行っています。クラス会議や職員会議の中で子どもの様子を話し合い、共有して職員全員が一人ひとりの状況を把握出来るように努めています。子どものしぐさや表情などから欲求や思いを受け止め、気持ちに寄り添い、時には代弁し、応答的な関わりや支援を行うことで、子どもが安心感と信頼感をもって活動できる環境を整えています。日常の保育の中では、肯定的な言葉を使い、子どもに分かり易い言葉で穏やかに関わるようにしています。保育従事者の姿勢として自分の言動に責任をもつ事や乱暴な言葉は使わない事、必要以上の大きな声で話さない事などが文書でも記載され、子どもにとってより良い保育が出来るように組織的に取り組んでいます。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	b
---	---

<コメント>

職員は、子どもの発達や生活状況を把握し、やりたい気持ちを大切に、基本的な生活習慣が身につくような適切な言葉かけや、着脱時の最後の部分は子ども自身が行き達成感を感じられるような支援を心がけています。しかし活動の流れの中で支援が手厚くなりすぎる場面も見られ工夫が求められます。日々の生活の中で活動と休憩のバランスに配慮し、入室時や排泄時、食事前の基本的な動作は、動線を確認して習慣として身につくように工夫しています。保育活動の中で絵本や紙芝居を通して基本的な生活習慣を身につけることの大切さを分かり易く説明したり、手洗いの手順を表示したりするとともに、看護師による年間保健計画に沿った話を行うなど園全体で取組を行っています。

A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
---	---

<コメント>

日々の保育活動の中で、子どものやりたい思いや言葉などから興味や関心を把握し、育ちや発達を意識して目標を持って関わっています。遊びが展開できるような玩具や素材を用意し、保育者が入り過ぎず見守り、必要な時に適切な援助を行っています。子どもが戸外で遊ぶ機会を積極的に作り、自然の中で進んで体を動かすことを楽しんだり、身近な自然物に触れ興味や関心を持ったり、様々な人と関わったりしています。保育者が率先して挨拶を行うなど模範を示しながら社会的ルールを身につけ、思いやりや感謝の気持ちを育む事が出来るように配慮しています。体育・知育・合奏・造形などのカリキュラムを通して様々な表現活動を体験し、自分の好きなことが見つかり、興味や意欲が育つように取り組んでいます。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 担任に加えてフリーの保育士が入ることにより、抱っこ欲求や喃語などの子どもからの働きかけに対して、直ちに受容的に応じたり応答的な言葉かけを行ったりしています。その結果、特定の大人との愛着関係を築くことができ、欲求が満たされ、安心して身近な人と気持ちが通じ合うような環境となっています。保育室を使い分け、子どもの生活リズムに配慮して安定した生活の流れを作り、発育に応じて体を動かす機会を十分確保しています。落ち着いた雰囲気の中で食べる喜びや楽しさが味わうことが出来、子どもが健やかにのびのびと育つための環境を工夫しています。デッドスペースを活用しオムツ交換をするなどプライバシーにも配慮しています。玩具は子どもの成長や遊びの興味に合わせたもので、誤飲に配慮したものを用意するなどして感性が育つように配慮しています。保護者には送迎時の会話やおたより帳などで子ども達の成長する姿を共有し合い一緒に育ちを喜び合っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもが、歩く・走る・跳ぶなどの基本的な運動機能や、様々なものに興味や関心が持てるように、障害物や安全面に配慮して探索活動が十分出来る環境を用意しています。子どもが自発的に遊ぶ事が出来るように、粘土やクレヨン、手作り玩具など形・色・大きさ・量などを検討し、発達に配慮した玩具を設置しています。職員は、穏やかに子どもと関わり、まだ言葉で伝えられない心を推し量り、必要に応じて代弁を交えながら友だちとの仲立ちを行ったり、自我の育ちを適切に支援したりしています。園庭や散歩など屋外での遊びを通して、自然物に関心を持つとともに、異年齢の子どもと関わったり、地域の人と触れ合ったりして身近な環境に関心が持てるようにしています。トイレトレーニングの時期は、あらかじめ家庭に伝えたくうえで、個別の状況を説明し家庭との連携の下で実施しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児には、簡単なルールのある集団遊びなどを楽しみながら仲間の中の一人という自覚が生じられるように保育士が適切に関わり、個の成長と集団としての活動の充実を図っています。4歳児には、人との関わりの機会を増やし、様々な事への興味関心を高め、やりたいという気持ちを大切に集団生活の中で自己発揮が出来るように必要な援助を行っています。5歳児には、子ども同士の関わりを深め、新しいルールなどのアイデアを出し合って試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや友だちと協力して一つのことをやり遂げた喜びを味わうことが出来るような環境を作り、保育士が適切に関わっています。保護者が子どもの育ちや共同的な活動を実際に見て感じられるように参観する機会を作ったり、毎日の活動内容や、写真・コメントを交えた保育の様子を玄関に掲示したりして、成長の喜びが共有出来るように取り組んでいます。幼保小の交流として手紙のやりとりや制作物のプレゼントを渡すなどを通して、就学先の小学校に子ども達の日々の取組を伝えてます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 現在は、障害のある子どもは在園していませんが、施設内にスロープやエレベーター、各階に多目的トイレ、誘導用ブロック等のバリアフリーの設備を整え、身体的な障害児や将来的には医療的ケアの必要な障害児も受け入れる体制が出来ています。必要に応じて関係機関との連携や専門機関からの助言・協力が受けられるようになっていきます。また、個別支援計画の用紙の準備もあり必要になった場合には随時記入が出来るようになっていきます。職員は、キャリアアップ研修において障害のある子どもの保育について学び、知識や対応の仕方などの情報を得て、理解を深めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 在園時間が長くなり異年齢の子ども達が一緒に過ごす時には、活動によって色々な保育室を利用して、のびのびと過ごせるように工夫をしたり、疲れなどに配慮して家庭的でゆったりと過ごすことが出来るようにテーブルやコーナーなどを用意して見守ったり、子どもの発達や特性に合わせた関わりをして安全に過ごせるように取り組んだりしています。特に乳児は生活リズムに気を付けながら欲求が満たされるよう配慮しています。保育時間が長く17時以降の希望者には、17時頃に間食を提供し、19時以降の保育申込者には夕食を提供しています。保護者の都合でお迎えが遅くなった場合でも対応が出来る体制を整えています。保護者への伝達事項は、職員間で正確な情報の共有を行い、メッセージボードなどを活用して漏れがないようにしています。また、送迎時の会話や連絡帳を活用し、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの1日の全体像が共有できるように配慮しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 幼保小接続年間計画を作成し、様々な体験を通して学びに向かう自尊感情が育つように配慮しています。友だちと一緒に遊んだり一つのことに取り組む経験を通して社会性を身に付けています。能動的に取り組むことが出来る環境で知る楽しみや好奇心が育ち、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培い、小学校への接続が円滑に進められるように努めています。子どもが就学への期待と親しみが持てるように幼保小の交流会において、手紙やビデオレターのやり取りや、コロナ禍前は小学校を訪問、近隣園との年長児交流などの取組を行っています。保護者にはクラス懇談会や、日常の送迎時の会話やおたより帳の中で、就学に向けて保育園での保育活動全体で育まれた生活経験値を伝えるなどして自信が持てるように配慮しています。子どもが小学校に入学するにあたり、園長、主任、年長児担任が参画し、保育所児童保育要録を作成し子どもの在園時の育ちを記録し就学先小学校へ送付しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもの健康状態は、入園時の書類、健康管理問診票や面談を通して把握するとともに、日々の子どもの様子は、健康管理マニュアルに基づいて把握・管理し、回覧や会議などで職員間の情報共有を図っています。健康管理問診票は、毎年保護者に配り、予防接種や健康状態についての情報が更新されるようになっています。子どもの事故や怪我が発生し受診が必要と判断した場合は、関係機関や保護者に連絡し、受診先に職員が同行し、診断や事後の様子についての把握に努めています。通院の必要がない軽いものであっても必ず保護者に伝え、その後の様子について聞き取りを行い、必要に応じて事故報告書に記載し、今後の事故防止に役立てるよう取り組んでいます。午睡時は呼吸確認表に基づいて呼吸確認を行い、マニュアルに基づいた対応を行っています。職員は保健に関する園内外の研修に参加し知識を深めています。保護者に対して、入園時にSIDSに関する説明を行い、毎月発行している保健だよりでは季節の感染症についてなどの子どもの健康に関する情報の提供を行っています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園医による健康診断、歯科健診は年2回、看護師による身体測定は月1回、3歳児の視聴覚検査、3～5歳児の尿検査は年1回実施し、診断結果を記録し職員への周知を図っています。看護師は、実施前に健康診断の受け方や模型を使った歯の磨き方など子どもに分かり易く説明を行いスムーズな受診が出来るように働きかけています。保護者には園だよりや保健だよりで健診日を知らせ事前に質問などを受けて医師に知らせ、結果を伝える際に回答やアドバイスも報告しています。身体測定の結果からカウプ指数を算出し、標準範囲を逸脱している場合には、栄養士を交えて栄養状態を正しく評価し、それぞれに適したアセスメントをする体制ができています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の内容に則り、しらとり台保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき医師の生活管理指導票をもとに、保護者・看護師・栄養士・主任が面談を行い、除去・代替食の対応を行っています。毎月メニューチェックを行い、個々のメニューをトレイや食器の色を変え名札を付け、複数の職員が確認を行い、配膳・席順にも配慮し誤食が無いように提供しています。食後の子どもの様子についても観察しています。また、災害時など緊急時の対応として、アレルギー児の防災用品、食品を個別に備蓄しています。職員は研修に参加し、アレルギーや慢性疾患などについての正しい知識を理解し対応力を高めています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもが食について関心を深めるために、食育年間計画を立て、3歳児は食材に触れてみる、4歳児は形を作る工程を楽しむ、5歳児は料理の色々な工程に触れ、通して作ってみることを目標に、食材や伝統食について学んだり、下ごしらえをしたり、クッキングをしたりと様々な取組を行っています。もちつき会など参加出来る範囲で1歳児からも参加しています。ピーマンやオクラなどの栽培活動も取り入れ成長過程を観察し収穫して食す経験を通して食について関心が高められるようにしています。年齢に合わせた食事の提供を行っています。献立により食べやすいように食材の形状を乳児と幼児に分けたり、子どもの様子を観察し食事の量を調節したりと工夫しています。保護者には、給食献立表に「今月のちょっといい話」としてコラムやレシピ、素材の紹介を掲載し、食に関する園の考え方や取組について伝えています。今日の食事のサンプルを掲示することで子どもと保護者の会話のきっかけとなるよう工夫しています。</p>	

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 法人の栄養士やリーダーが集まり給食会議を行い2か月先の献立や調理の工夫について話し合っています。また、月に1度献立会議を実施して献立の感想や子どもの食の進み具合などを把握し、給食日誌の日々の残食量や検食の感想などをまとめて、次回の献立に活かしています。旬の物や季節感のある食材を使用し、行事食や郷土料理なども取り入れた手作りの給食・おやつを提供するなど、献立を工夫しています。子どもの食事の様子を見て食事の進み具合や表情、感想、食事の雰囲気を確認するとともに、幼児には、終わりの会で食についての話をして食について興味を持てるように配慮しています。無理せず、おかわり等も子どもの発達や体調にも合わせて提供しています。マニュアルに基づき、徹底した衛生管理を行い、安全で安心な食事の提供となるような体制を整えています。</p>	

A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	
<p><コメント> 保護者に対して、入園時の説明会で保育の方針や保育計画について説明を行っています。また、日々の保育の内容や意図については連絡帳・送迎時の際の対話などで伝えるとともに、クラス懇談会、保育参観、保護者の参加する行事を通して理解を得るような取組を行っています。運動会、発表会、保育参観などの行事は、保護者が子どもの友だちや職員とかかわる様子、発達を実感できる機会となり、子どもの成長を保護者と共有できる機会にもなっています。加えて、子どもの日常の様子や楽しいエピソードについて積極的に伝えることで子どもの発達や成長を共有し、信頼関係が築けるようになっていきます。クラス懇談会や面談、行事の開催などの際は、保護者の意見を積極的に聞き、相互理解が図られるように取り組んでいます。保護者からの相談においては相談記録や日誌等に記録しています。</p>	

<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	
<p><コメント> 保護者とは、送迎時の積極的な会話や丁寧な対応を心掛け、信頼関係を築けるようにするとともに連絡ノートなどで家庭での子どもの様子や園での様子を伝え合い、共感し、安心感が持てるように配慮しています。子育てに対する疑問や悩みなどに対しては、必要に応じて保育参観を行ったり、保護者の就労時間などに配慮して個別の部屋を用意し面談を行ったりする体制が整っています。その際には、プライバシーが保たれるように、話しやすい環境を整え相談を受けています。相談内容について園長、主任に報告し、内容によっては園長、主任も同席の上で解決に向けて話し合いをしたり、関係職員で共通理解を図ったりして対応し、相談内容は記録し職員間で共有しています。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 職員は、園児の送迎時の受け入れマニュアルや着替え、オムツ交換時、身体測定時などに身体チェックを欠かさずに行い、子どもや保護者の気になる様子が確認された場合は、園長・主任に報告し職員間での共有を図っています。加えて保護者への精神面や生活面を配慮していくことで、虐待等権利侵害とならないよう、予防的に取り組んでいます。区役所の保健師など関係機関の連絡先一覧が作成され、常時閲覧可能となっており、常に連絡が取れる状態にあり、連携体制が整っています。マニュアルに基づく内部研修や外部研修が実施され基本知識の習得や意識づけが継続的に行われています。さらに、園児の人権擁護・虐待の防止のため、職員として園児に対しての虐待防止に関する基本方針を重要事項説明書に具体的に明文化しその姿勢を明確にしています。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 職員は、指導計画や日々の記録用紙の評価・反省欄を活用し、保育実践と子どもの育ちを振り返り保育の質の向上や改善に努めるとともに、職員会議やクラス会議で個人の振り返りを共有し、より良い保育への学びを深めています。法人は、プロ意識をもって専門職の道を歩んでいくことを目的としてキャリアパス制度を創設しており、法人研修・園内研修・外部研修に参加することにより、役割や能力が向上できるように組織的に取り組んでいます。新人職員にはトレーナー制度も導入されています。一年間の目標、計画などを明らかにし、実行と達成度を評価する目標管理制度が用意され、スキルアップシート・月間振り返りシートを活用し定期的に園長の助言や指導を受け専門職として、さらには組織としての資質の向上に繋げています。</p>	